

第二次丸亀市総合計画（素案）に関する意見

1. パブリックコメントの概要

意見募集期間 平成30年1月4日（木）～2月13日（火）

意見提出者数 1名

意見提出件数 4件

2. 意見の概要と市の考え方

| 番号 | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 1 | <p>丸亀市固有の魅力、資源である「丸亀城下町の全体」を生かすという視点を加えることで、丸亀市らしい地域の強みを引き出し、また、旧丸亀市、綾歌、飯山3地区それぞれの主体性を生かせるよう、地区別計画を積み上げ全体計画につなげることで、まちの将来のイメージができる構成とすべきである。</p> | <p>丸亀城下町は、本市特有の資源であると認識しており、その強みも含めた歴史と伝統ある丸亀を、将来へ引き継いでいくという思いを、将来像の説明において、全体的な視点として表現しています。施策6「土地利用と住環境の充実」をはじめとして、関連する施策のなかで、丸亀らしい魅力を発信できるよう検討してまいります。</p> <p>また、他自治体において、地区別の計画を総合計画に組み込む事例が見られますが、本市においては、合併後、旧市町における施策の違いを統一化し、それぞれの地域の特色を生かしながら、一体化を図ってまいりました。市が地域ごとにまちづくりの方向性や施策の実施を定めるのではなく、市内17地区あるコミュニティにおいて、それぞれが策定している「まちづくり計画」に基づき、主体的に進めている取組を支援してまいります。</p> |
| 2 | <p>施策21「歴史的資源の保存と活用」の歴史的資源は主に指定文化財を対象にしていると思うが、丸亀城下町と主要な街道筋を対象範囲とすること、また、「活用で残すべき歴史的建物」を成果指標に加えるべきである。</p> <p>空家の除却補助にあたっては、歴史的景観など重要な場所については、保存し活用するよう誘導が必要である。</p> | <p>丸亀城下町の町家など歴史的建物の保存についても、これまでに取り組んでいますが、個人の所有である場合、所有者の意向など調整が必要となりますので、成果指標として望ましくないと考えています。</p> <p>空家の除却補助と活用は所管課が異なりますが、歴史的資源などについては、今後も連携し情報共有しながら進めます。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 3 | <p>市民が参画する議論や検討を効率化し、行政業務の継続性を保つため、調査報告等の概要版制作やデータのアーカイブ化、検索システムの構築など、行政情報の蓄積と公開の促進は不可欠であり、施策 31「行政運営の最適化」において、「市政の見える化」の重要性について明記が必要である。</p> | <p>行政情報の活用については、第3次丸亀市行政改革プランにおいても、協働の観点から、公共データの2次利用をインターネットなどを通じて可能とする「オープンデータ」の取組を推進しています。「市政の見える化」の重要性については認識しており、今後さらなる協働の促進に向けて、施策 27「情報発信と地域情報化」のなかで、データのアーカイブ化や検索システム等について検討していきます。</p> |
| 4 | <p>総合計画は、個別事業の既定の予算計画を前提とするものではなく、根拠ある総合的な基本の方針を示すべきである。施策 5「緑のまちづくり推進」では、公共が行う直接的事業への言及のみで、民間の緑化推進の記載がない。また、施策 6「土地利用と住環境の充実」では、リノベーションまちづくりの推進にあたり、「民間主導型」との記載があるが、都市が無秩序に拡大していくスプロール化については、行政による規制が前提としてある。関連する個別計画との整合性ととも、現状と課題について見直しが必要である。</p> | <p>市が実施している各事業は、総合計画に基づいた予算編成により進めています。民間の緑化推進については、施策 5「緑のまちづくりの推進」の施策の展開①「緑」の保全・育成のなかで、緑化推進を定めており、リノベーションのまちづくりは、施策 6「土地利用と住環境の充実」のなかで、「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」に基づき、進めるものであり、関連する個別計画との整合性を図ったうえで記載しているものです。</p> |